

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	古殿町

## 古殿町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 福島県古殿町産業振興課  
所在地 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原 3 1  
電話番号 0247-53-4613  
FAX番号 0247-53-3154  
メールアドレス sangyo@town.furudono.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カルガモ、カラス、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、タヌキ、ツキノワグマ、カワウ、アオサギ、ダイサギ、コサギ
計画期間	令和4年度 ～ 令和6年度
対象地域	古殿町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (R2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	1,587 千円 1.7ha
	馬鈴薯	489 千円 0.3ha
	青刈りトウモロコシ	238 千円 0.4ha
	計	2,314 千円 2.4ha
カルガモ	水稻	150 千円 0.1ha
カラス	青刈りトウモロコシ	189 千円 0.3ha
ハクビシン	飼料用カボチャ	41 千円 0.2ha
	青刈りトウモロコシ	210 千円 0.3ha
	計	251 千円 0.5ha
アナグマ	カボチャ、トウモロコシ	69 千円 0.1ha
アライグマ	カボチャ、トウモロコシ	0 千円 0ha
タヌキ	カボチャ、トウモロコシ	0 千円 0ha
ツキノワグマ	—	—
カワウ	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
アオサギ	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
ダイサギ	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
コサギ	ヤマメ、ウグイ	20 千円 18 kg
農産物被害合計		2,832 千円 3.4ha
水産物被害合計		80 千円 72 kg
合 計		3,053 千円

(2) 被害の傾向

① イノシシの被害

イノシシの被害は町内一円で発生し、水稻（7月～10月）、馬鈴薯（3月～6月）などの食害が発生している。また、被害金額に現れない水田の畦畔の掘り起こしや、家畜飼料の食い荒らしなどの農作物以外の被害も発生している。

② カルガモの被害

カルガモによる被害は、町内一円で発生し、田植期（5月上旬）から6月上旬にかけて、食害や倒伏等の被害が発生している。

③ カラスの被害

カラスによる被害は、町内一円で発生し、4月から5月にかけて青刈リトウモロコシなどの飼料作物の食害が発生している。

④ ハクビシンの被害

ハクビシンによる被害は、町内一円で発生し、5～6月にかけてカボチャ、トウモロコシなどの飼料作物の食害が発生しており、被害の拡大が懸念される。

⑤ アナグマの被害

アナグマによる被害は、町内一円で発生し、5～6月にかけてカボチャ、トウモロコシなどの飼料作物の食害が発生している。

⑥ アライグマの被害

アライグマによる被害は、家庭菜園を中心に年々増加しており、目撃・出没が増えていることから、被害の拡大が懸念される。

⑦ タヌキの被害

タヌキによる被害は、家庭菜園を中心に年々増加しており、目撃・出没が増えていることから、被害の拡大が懸念される。

⑧ ツキノワグマ

ツキノワグマによる被害は確認されていないが、目撃情報が増えていることから、今後被害が発生する危険性がある。

⑨ カワウの被害

カワウによる被害は、町内を流れる鮫川及びその支流において、放流したヤマメ・ウグイの食害が発生している。

なお、ヤマメの稚魚は毎年6月に100kg程度、ウグイの稚魚は10月に130kg程度放流しており、被害は一年を通して発生している。

⑩ アオサギの被害

アオサギによる被害は、町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が発生している。

⑪ ダイサギの被害

ダイサギによる被害は、町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が発生している。

⑫ コサギの被害

コサギによる被害は、町内の養魚池で飼育しているヤマメ・ウグイの食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

イノシシ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
農作物被害額	2,314 千円	1,851 千円
農作物被害面積	2.4ha	1.9ha

カルガモ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
農作物被害額	150 千円	120 千円
農作物被害面積	0.1ha	0.08ha

カラス

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
農作物被害額	189 千円	151 千円
農作物被害面積	0.3ha	0.2ha

ハクビシン

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
農作物被害額	251 千円	192 千円
農作物被害面積	0.5ha	0.4ha

アナグマ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
農作物被害額	69 千円	55 千円
農作物被害面積	0.1ha	0.08ha

アライグマ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
農作物被害額	0 千円	0 千円
農作物被害面積	0ha	0ha

タヌキ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
農作物被害額	0 千円	0 千円
農作物被害面積	0ha	0ha

ツキノワグマ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
農作物被害額	0 千円	0 千円
農作物被害面積	0ha	0ha

カワウ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
水産物被害額	20 千円	16 千円
水産物被害面積	18 kg	14 kg

アオサギ

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)
----	-------------	-------------

農作物被害額	20 千円	16 千円
農作物被害面積	18 kg	14 kg

ダイサギ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
農作物被害額	20 千円	16 千円
農作物被害面積	18 kg	14 kg

コサギ

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
農作物被害額	20 千円	16 千円
農作物被害面積	18 kg	14 kg

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>古殿町鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲を実施している。</li> <li>捕獲手段は、銃器、わなを使用している。なお、イノシシのくくりわなについては、町が実施隊に貸与している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化等により、狩猟者が減少し、捕獲の担い手確保・育成が急務となっている。</li> <li>被害の増加に伴い捕獲の出動要請が増加し、従来の捕獲体制では対応が困難になってきている。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家個人による電気柵やネット等の設置による取組が行われている。</li> <li>被害が多い地域においては、地域住民によるワイヤーメッシュ柵設置を実施している。</li> <li>被害地区において古殿町鳥獣被害対策実施隊と地域住民による追い払い活動を実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者不足により、防護柵設置及び維持管理に対する人員確保が課題である。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課

題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

#### (5) 今後の取組方針

鳥獣による農作物及び水産物の被害は減少傾向にあるものの、依然高止まりの状況が続いている。

今後はこれらの対策として、以下のことに取り組む。

- ① 箱わなやくくりわなの捕獲機材及び電気止め差しを導入するとともに、捕獲技術の向上を目的とした研修会等を実施し、効率的な捕獲方法の確立を目指す。また見回り回数軽減のためのICT機材を導入し省力化を図る。
- ② 古殿町鳥獣被害対策実施隊は高齢化や狩猟免許取得者が減少し、隊員の確保が難しい状況にあるため、引き続き狩猟免許取得に関する支援等を行い有害鳥獣捕獲の担い手の育成を図る。また、鳥獣被害防止関係者が連携し、対象鳥獣ごとに被害の実態調査及び解析を実施するとともに、総合的な被害防止対策を講ずる。今後は広域的な取組も視野に入れる。
- ③ 古殿町鳥獣被害対策実施隊と地域住民との連携により被害地区のパトロールや追い払いを実施する。また、被害が大きい地区を中心に電気柵やワイヤーメッシュ柵の侵入防止柵設置を推進する。
- ④ 地域住民が自ら農作物を守る意識とともに、住民が主体となって被害防止対策が講じられるよう啓発を図るなど、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。
- ⑤ イノシシの個体数調整については、有害捕獲、狩猟等により実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会石川支部古殿分会からの推薦を受けた者を古殿町長が実施隊員として任命し、古殿町鳥獣被害対策実施隊を編成している。捕獲については、古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者

等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン アナグマ アライグマ タヌキ ツキノワグマ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ	① 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得また新規隊員確保に向けた支援を行う。 ② 箱わな及びくくりわな等の捕獲機材や、電気止め差しを導入する。
5	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン アナグマ アライグマ タヌキ ツキノワグマ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ	① 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得また新規隊員確保に向けた支援を行う。 ② 箱わな及びくくりわな等の捕獲機材や、電気止め差しを導入する。
	イノシシ カルガモ カラス ハクビシン アナグマ	① 広報誌等を通じて、住民に対し狩猟に関する理解を促すとともに、狩猟免許試験についても情報提供を行い、免許取得また新規隊員確保に向けた支援を行う。 ② 箱わな及びくくりわな等の捕獲機材や、

6	アライグマ タヌキ ツキノワグマ カワウ アオサギ ダイサギ コサギ	電気止め差しを導入する。
---	--	--------------

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<b>捕獲計画数等の設定の考え方</b>
福島県第13次鳥獣保護事業計画及び福島県イノシシ管理計画、福島県カワウ管理計画、福島県アライグマ防除実施計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準により設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 350 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 350 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 350 頭
カルガモ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 90 頭
アナグマ	福島県第13次鳥獣保	福島県第13次鳥獣保	福島県第13次鳥獣保



	護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20 頭	護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20 頭	護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 20 頭
アライグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県アライグマ防除実施計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 頭
タヌキ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 60 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 60 頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 60 頭
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 1頭
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県カワウ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標 10羽
アオサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 10 羽
ダイサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 2 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 2 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 2 羽
コサギ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 2 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 2 羽	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。 捕獲目標 2 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

**捕獲等の取組内容**

1 捕獲手段

- (1)イノシシ 箱わな、くくりわな及び銃器による。
- (2)カルガモ 銃器による。
- (3)カラス 銃器による。
- (4)ハクビシン 箱わな及び銃器による。
- (5)アナグマ 箱わな及び銃器による。
- (6)アライグマ 箱わな及び銃器による。
- (7)タヌキ 箱わな及び銃器による。
- (8)ツキノワグマ 箱わな及び銃器による。
- (9)カワウ 銃器による。
- (10)アオサギ 銃器による。
- (11)ダイサギ 銃器による。
- (12)コサギ 銃器による。

2 捕獲時期

農作物被害が多発する4月～11月にかけて重点的に実施する。

3 捕獲場所

被害が大きい地区について、古殿町鳥獣被害対策実施隊と連携を図りながら、重点的に実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

**ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容**

なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別

措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	電気柵の設置 35,000m	電気柵の設置 35,000m	電気柵の設置 35,000m
	ワイヤーメッシュ柵の設置 3,000m	ワイヤーメッシュ柵の設置 3,000m	ワイヤーメッシュ柵の設置 3,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
イノシシ	・電気柵 電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。	・電気柵 電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。	・電気柵 電気柵の設置及び管理に関する研修会を開催するとともに、地域における侵入防止柵の機能向上の支援を行う。
	・ワイヤーメッシュ柵 設置地区住民が点検及び草刈り等の維持管理を実施する。	・ワイヤーメッシュ柵 設置地区住民が点検及び草刈り等の維持管理を実施する。	・ワイヤーメッシュ柵 設置地区住民が点検及び草刈り等の維持管理を実施する。

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4	イノシシ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	アナグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	アライグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	タヌキ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ツキノワグマ	○人身事故防止のため、防災無線を利用した目撃情報の放送及び注意看板の設置を実施する。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。
5	イノシシ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○捕獲機材(箱わな・くくりわな・ICT機材)を購入、設置して捕獲率を高める。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネット設置等の対策を行う。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○箱わなを購入、設置して捕獲率を高める。
	アナグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○箱わなを購入、設置して捕獲率を高める。
	アライグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。

		○箱わなを購入、設置して捕獲率を高める。
	タヌキ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○箱わなを購入、設置して捕獲率を高める。
	ツキノワグマ	○人身事故防止のため、防災無線を利用した目撃情報の放送及び注意看板の設置を実施する。
	カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
	アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。 ○追払い活動を実施する。
	ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。 ○追払い活動を実施する。
	コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。 ○追払い活動を実施する。
6	イノシシ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○捕獲機材の効果を検証し、必要に応じて再設置及び追加購入等を行う。
	カルガモ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○花火等による追払いを実施する。
	カラス	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○防鳥ネット等被害対策の効果を検討する。
	ハクビシン	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○捕獲機材の効果を検証し、必要に応じて再設置及び追加購入等を行う。
	アナグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○捕獲機材の効果を検証し、必要に応じて再設置及び追加購入等を行う。
	アライグマ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。

	○捕獲機材の効果を検証し、必要に応じて再設置及び追加購入等を行う。
タヌキ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○箱わなを購入、設置して捕獲率を高める。 ○捕獲機材の効果を検証し、必要に応じて再設置及び追加購入等を行う。
ツキノワグマ	○人身事故防止のため、防災無線を利用した目撃情報の放送及び注意看板の設置を実施する。
カワウ	○テグス張りによる被害防止を行う。 ○花火による追払いを実施する。 ○飛来数の把握など生息状況の調査を実施する。
アオサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。 ○追払い活動を実施する。
ダイサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。 ○追払い活動を実施する。
コサギ	○被害状況及び生息状況の把握を行う。 ○被害地区のパトロールを実施する。 ○防鳥ネットの設置等を推進する。 ○追払い活動を実施する。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

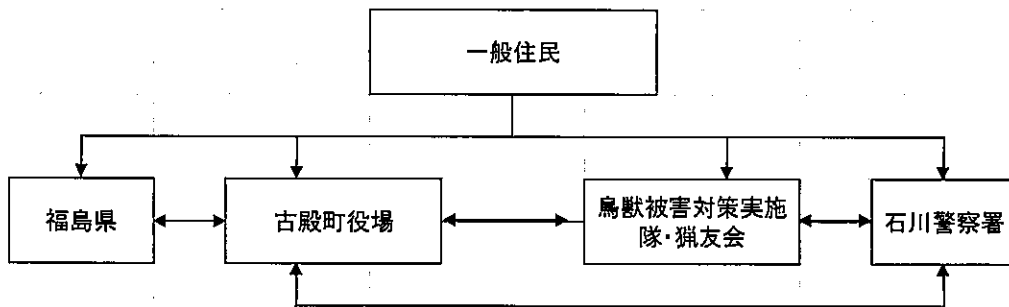
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
古殿町役場	事務局を担当し、広報無線等により、住民へ周知するとともに、県及び警察、古殿町鳥獣被害対策実施隊等と連携した対応を図る。
福島県猟友会石川支部 古殿分会	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供を行う。
古殿町鳥獣被害対策実施隊	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供及び有害鳥獣の捕獲を実施する。
石川警察署	町と連携し、有害鳥獣に関する情報提供と助言

	及び指導、住民の避難誘導等を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	町と連携し、有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言及び指導を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。
-----------------------

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在イノシシは国から出荷制限指示や摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した鳥獣の食品としての利用は困難。
ペットフード	現在イノシシは国から出荷制限指示や摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した鳥獣の食品として

	の利用は困難。
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし
----

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし
----

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	役割
古殿町	事務局を担当し協議会に関する連絡及び調整を行う。
福島県猟友会石川支部古殿分会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
古殿町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供及び有害鳥獣捕獲を実施する。
夢みなみ農業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供及び被害防止に関する指導する。
ふくしま中央森林組合 石川事業所	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
古殿町農業委員会	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連の情報提供及び保護に関する



	業務を行う。
古殿町行政区長会	被害地域の住民代表として、情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
石川警察署	狩猟等に関する助言及び指導並びに情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 大原森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島森林管理署白河支署 横川森林事務所	国有林での有害鳥獣関連の情報提供を行う。
福島県県中地方振興局 (県民環境部)	有害鳥獣の捕獲及び被害防止に関する助言並びに指導を行う。
福島県県中農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
福島県県中農林事務所 (須賀川農業普及所)	有害鳥獣による農作物の被害防止に関する助言及び指導を行う。
鮫川漁業協同組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 27 年 4 月 1 日に設置。令和 4 年 3 月 31 日末現在、隊員 21 名（全員有資格者・対象鳥獣捕獲員に任命）
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。